

鳥取県介護サービス事業者業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の3第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、第2号様式により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の3第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、第1号様式により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長及び市町村長に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月13日から施行する。

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

受付番号	
------	--

介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

（届出先の長） 様

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更があった事項	
1 . 法人の種別、名称(フリガナ)	2 . 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3 . 代表者氏名(フリガナ)、生年月日	4 . 代表者の住所、職名
5 . 事業所名称等及び所在地	
6 . 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日	
7 . 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8 . 業務執行の状況の監査の方法の概要	

変更の内容
（変更前）
（変更後）